



政府統計

令和5年度 喫煙環境に関する実態調査  
【第一種施設票】

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

政府統計コード	
調査対象者ID	
パスワード	

※おそれいりますが、左記事業所の名称、所在地、法人名、法人番号（国税庁から指定された13桁）に変更等がありましたら郵送でご回答の場合、朱書きにて訂正・加筆をお願いします。  
また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

法人名	
法人番号	

※ 本調査は、政府統計オンライン（<https://www.e-survey.go.jp>）にアクセスし、上記の調査対象者ID、パスワードでログインしての回答も可能です。

※ 令和5年12月末時点の状況をご回答ください。



政府統計オンライン調査総合窓口

記入ご担当者				政府統計オンライン調査総合窓口	
担当部署		担当者名		電話番号	- -

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名、ご連絡先のご回答をお願いします。

問1 貴事業所について、当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。  
※事業所の規模については、下表の「中小企業の範囲」および、記入要領4ページの「別表1 事業所の規模」を参照の上、当てはまる番号をご回答ください。  
※貴事業所が法人企業の1事業所・店舗の場合は、法人企業が当てはまる番号をご回答ください。

- 大企業（個人事業者を除く）
- 中小企業（個人事業者を除く）
- 個人事業者
- 会社以外の法人、官公庁等

## 中小企業の範囲

中小企業基本法上の類型	中小企業基本法の定義
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社

問2 貴事業所の主たる施設種別について、当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。  
※お送りした宛名の事業所の施設種別をご回答ください。

- 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- 専修学校、各種学校、職業・教育支援施設
- 大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）
- 病院
- 一般診療所、歯科診療所
- 病院、一般診療所及び歯科診療所以外の医療提供施設（介護老人保健施設、介護医療院、助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等））
- 児童福祉施設（保育所等）
- 行政機関

9. 1.～8.以外の第一種施設に該当しない施設  
（大学院、地方自治体立法機関（議会）等）

質問は以上で終了です

裏面にも設問があります。

